

；

令和5年度

活動報告書

浦安市教育委員会 生涯学習部

浦安市青少年センター

浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

昭和 56 年 4 月 1 日制定

- 1 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。
- 1 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。
- 1 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。
- 1 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。
- 1 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあうまちにしましょう。

理想的な浦安市を建設するために「ふるさとづくり推進協議会」が中心となり、公募により検討し、議会の承認を得て、市制施行を記念して制定しました。

前文と 5 項目からなる本文で構成され、郷土の誇りと将来の理想像への願いをこめ「人間性豊かな調和のとれた明るいまち」をつくりあげるための規範や約束を盛り込んでいます。

目次

I. 青少年センターの概要	1
1 設 置	1
2 設 置 主 体	1
3 設置年月日	1
4 所 在 地	1
5 機 構	1
6 事 務 分 掌	1
7 職 員	1
8 沿 革	2
II. 青少年センターの活動	4
1 令和5年度 青少年センター活動方針	4
2 浦安市青少年センター運営協議会	7
3 浦安市青少年補導員	8
浦安市青少年補導員宣言	11
4 一年のあゆみ	12
5 令和5年度街頭補導活動状況	14
6 令和5年度青少年相談実施状況	16
7 環境浄化	18
8 連携	19
9 広報・啓発	20
III. 参考資料	21
1 浦安市青少年センター設置条例	21
2 浦安市青少年センター設置条例施行規則	22
3 浦安市青少年センター相談員配置要綱	23
4 浦安市青少年補導員連絡協議会会則	24
5 ダイアルガイド	26

I. 青少年センターの概要

1 設 置

非行防止等の青少年に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、青少年の健全育成に資するため、青少年センターを設置する。

2 設 置 主 体

浦安市教育委員会 生涯学習部 青少年センター

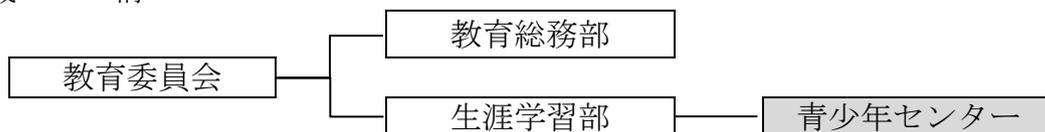
3 設置年月日

昭和 57 年 4 月 1 日

4 所 在 地

名 称 浦安市青少年センター
所在地 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号 (浦安市役所 7 階)
電 話 0 4 7 - 7 1 2 - 6 7 9 9
0 4 7 - 3 5 1 - 1 1 5 2 (相談専用)
F A X 0 4 7 - 3 5 3 - 4 5 8 6
m a i l seishounencenter@city.urayasu.lg.jp

5 機 構



6 事 務 分 掌

- 1 青少年センター運営協議会に関すること。
- 2 青少年補導員連絡協議会に関すること。
- 3 青少年に対する相談、助言及び指導に関すること。
- 4 青少年の補導に関すること。
- 5 青少年の非行等問題行動の防止についての、他の機関及び団体との連絡及び協力に関すること。
- 6 青少年の非行等問題行動の防止に係る広報その他の啓発に関すること。
- 7 青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化に関すること。
- 8 青少年に関係する資料・情報・統計に関すること。
- 9 文書の收受、発送及び保存に関すること。

7 職 員 (4 名・相談員 3 名)

職名	氏名	備考
所長	福島 靖	
主査	小高 佳代子	
副主査	小川 清隆	
主任主事	川口 雅之	
青少年センター相談員	北原 麻理子	
青少年センター相談員	岩瀬 萌	
青少年センター相談員	今竹 裕希	

8 沿 革

昭和57年	4月1日 5月1日 6月1日 9月27日	○青少年補導センター設置条例、施行規則施行 ○教育委員会の所管により庁舎5階に開所（職員は所長他3名、所長は学校教育課指導主事事務取扱兼務） ○青少年補導センター運営協議会発足 ○青少年補導センター補導員委嘱 ○浦安市青少年補導員連絡協議会設立
昭和58年	4月1日 6月1日 6月25日	○青少年補導センター設置条例の一部改正により青少年センターと改称 ○設置条例施行規則の一部改正により青少年センター運営協議会と改称し、青少年補導員の定数を50人以内から100人以内に改める ○浦安市行政組織条例の一部改正により、教育委員会の附属機関として青少年センターを位置付ける ○青少年センター内に専門の電話相談員を置き、電話相談業務を開始 ○関東甲信越静地区青少年補導センター連絡協議会設立
昭和61年	4月1日	○第2庁舎2階へ事務所移転（青少年補導センター設置条例の一部改正）
平成元年	10月20日 11月10日	○全国青少年補導センター連絡協議会設立 ○第20回千葉県青少年補導（委）員大会を本市で開催
平成4年	1月18日 11月10日	○浦安市青少年補導員連絡協議会設立10周年記念式典挙行 ○浦安市青少年補導員連絡協議会が浦安市教育功労表彰を受ける
平成6年	4月1日	○浦安市青少年センター設置条例施行規則の一部改正により青少年補導員の定数を100人以内から110人以内に改める
平成10年	4月	○中央パトロールの実施時間帯に薄暮（下校時間帯）を加える ○地区パトロールを年間3回から6回に増やす
平成11年	4月	○地区パトロールを年間6回から月1回以上に増やす
平成14年	4月1日	○集合事務所1階へ事務室移転（青少年センター設置条例の一部改正）
平成15年	4月1日	○あらたに家庭教育指導員を1名増員する
平成16年	7月14日	○第35回千葉県青少年補導（委）員大会 ・総会を本市で開催
平成17年	10月20日 ～21日	○関東甲信越静地区青少年補導センター連絡協議会第22回研修大会千葉大会を本市で開催
平成19年	4月1日 7月	○第2庁舎2階へ事務室移転（青少年センター設置条例の一部改正） ○千葉県青少年補導員連絡協議会事務局となる（平成21年7月まで）

平成23年	7月	○千葉県青少年補導員連絡協議会事務局となる (平成26年7月まで)
平成25年	2月9日	○浦安市青少年補導員連絡協議会設立30周年記念式典・ 祝賀会挙行
平成26年	4月1日	○「家庭教育指導員」の名称を「青少年センター相談員」 に改める
平成27年	4月17日	○浦安市青少年補導員連絡協議会会則の一部改正、総会開 催について改める(「毎年4月に開催する」を「会計年 度終了後速やかに開催する」に改める)
平成28年	6月1日 6月13日	○青少年補導員の委嘱開始年月日を統一(平成28年6月 1日～平成30年5月30日) ○新庁舎完成に伴い、市役所7階へ事務所移転(青少年セ ンター設置条例の一部改正)
令和元年	6月3日 11月20日	○浦安市青少年補導員連絡協議会会則の改正 (昭和57年9月22日施行の浦安市青少年補導員連絡協議 会会則及び平成3年4月30日施行の慶弔規定は廃止) ○浦安市青少年センター「青少年メール相談」開始
令和2年	3月 7月	○浦安市青少年補導員の名称にサブネームを加え、「青少 年みまもり隊(補導員)」に呼称及び表記を改正 ○浦安市学校ネットパトロール事業を開始
令和3年	4月 9月	○補導員マスコットキャラクターが「ケロヤス」に決定 ○第52回千葉県青少年補導(委)員大会 ・本市開催予定の総会が新型コロナウイルス感染症の影響 で書面開催
令和4年	5月	○臨時ネットパトロールを行い、その情報を活用し職員の 臨時パトロールを実施
令和5年	8月	○青少年補導員対象、市内の公立私立全小中学校高校生徒 指導主任対象の2回のネットパトロール研修を同日に 実施

II. 青少年センターの活動

1 令和5年度 青少年センター活動方針

(1) 基本方針

次代を担う青少年が、心身ともに健やかに育つことはすべての市民の願いである。しかしながら、近年の青少年を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴う児童・生徒の犯罪被害の深刻化やいじめ、児童虐待件数の増加、さらには少年犯罪の低年齢化や再犯者率の増加など刻々と変化している。

このような中、青少年センターとしては、学校・地域・関係機関・団体と連携しながら、「補導」「青少年相談」「環境浄化」「広報・啓発」「連携」の5つを活動の柱として、青少年の非行及び被害を防止するとともにその健全育成の推進に努めるものとする。

(2) 活動の重点

ア 補導活動の充実・強化

(ア) 青少年の活動実態に即した重点箇所や時間帯を踏まえて、効果的な活動計画を策定し、街頭補導活動を実施する。

(イ) 青少年を見守る姿勢で温かい声かけ「愛のひと声」を積極的にかける。

(ウ) 非行情報や不審者情報等の収集や関係機関や団体等との情報共有や連携を図りながら子どもの安全を最優先としたパトロールを行う。

イ 相談支援活動の充実・強化

(ア) 相談者の立場に沿った幅広い、きめ細かな相談活動に努める。また、相談しやすい環境を整える

(イ) 学校・関係機関との連携を密にし、適切な助言や支援、より適切な関係機関へのつなぎができるように努める。

(ウ) 各種研修会等に積極的に参加し、自己啓発につとめ相談業務の充実を図る。

(エ) 市広報やホームページ等により市民に広く周知するよう努める。

ウ 環境浄化活動の強化

(ア) 学校ネットパトロールを実施するとともに、千葉県青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)と市内小・中・高等学校との協力・連携を強化する。

(イ) 市内における有害環境と見込まれる、あるいは今後有害環境となる可能性のある箇所を選定し、その実態を把握するとともに重点的に環境浄化活動を推進す

(ウ) 青少年に有害となる図書やゲームソフト等を取り扱う店舗やゲームセンター、カラオケ店等を営む店舗に対し、青少年健全育成条例や関連法令にある販売・貸出規制を遵守するよう協力依頼を行う。

エ 広報・啓発活動の積極的推進

(ア) 青少年補導員をはじめ学校やPTAなど広く市民に、補導員の活動や補導・非行防止のための有用な情報を掲載する「べかぶね」や「青少年センターだより」をホームページに掲載する。

(イ) 青少年の健全育成、非行防止に関する市民の意識高揚と、青少年センターの活動に対する理解を深めるため、青少年自身を巻き込んだ街頭啓発活動を展開する。

(ウ) インターネットの適正利用や家庭教育支援等を図るため、家庭・学校・市民に対して、積極的な啓発活動を展開する。

オ 連携の強化

ア～エの活動をより実効性のあるものとするための連携強化

(3) 活動計画

活 動	内 容
補導活動	<ul style="list-style-type: none">○中央パトロール 青少年の非行や問題行動等の実態に合わせ、計画的に市内全域を対象としたパトロールを実施する。（特に浦安駅・新浦安駅周辺）○地区パトロール 地域の実態に合わせ、地区補導員の計画によりパトロールを実施する。○特別パトロール 市の行事や千葉県青少年補導員連絡協議会の計画に基づき実施する。<ul style="list-style-type: none">・盆踊り大会・市民まつり・県下一斉合同パトロール・県下一斉広域列車パトロール・隣接地域合同パトロール等。○臨時パトロール 子どもの安全に関わる事件・事故の発生時において臨時に実施する。○職員パトロール 非行情報や不審者情報、児童生徒の登下校時間帯及び卒業・入学式、始業式等の学校行事に合わせ青色灯パトロールカーにより随時実施する。 小学校の下校時間に合わせたパトロールを実施する。○パトロール活動の重点箇所 青少年のたまり場となるカラオケボックス、ゲームセンター、公園、コンビニエンスストア等
青少年相談活動	<ul style="list-style-type: none">○青少年の問題行動や家庭・学校等での悩み事、身体・性等の相談。○青少年自身及び保護者等の電話相談、メール相談及び来所相談。○アセスメントやケース検討会議を実施する。○要保護児童対策地域協議会等関係会議への出席。○相談活動に関係する関係機関、庁内各課との連携・協力体制を図る○相談員の資質向上のための研修会への参加。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">○広報誌及び啓発品等の作成<ul style="list-style-type: none">・広報誌「べかぶね」をHPに掲載する。・「青少年センターだより」をHPに掲載する。・「青少年センター活動報告書」をHPに掲載する。・青少年電話相談の啓発品を配布する。○啓発活動<ul style="list-style-type: none">・一日補導員キャンペーン等で体験活動及び啓発品の配布を実施する。・イベントに参加し啓発品の配布を行う。○図書、DVDの貸し出し<ul style="list-style-type: none">・青少年の非行防止や健全育成に関する図書、DVDの貸し出しを実施する。

<p>環境浄化 活動</p>	<p>○学校ネットパトロール</p> <p>インターネット上の誹謗中傷、いじめ、犯罪から児童・生徒を守るため、ネットパトロールを実施する。また、ネットトラブルについての啓発・研修会を実施する。 学校との連絡体制を強化する。</p> <p>○有害な広告物を発見した場合には、警察に通報する。</p> <p>○未成年者に対して酒・タバコ・有害図書等を販売しないようコンビニエンスストア等へ年齢確認の協力を求めている。</p> <p>○青少年に有害な環境（危険箇所や青少年のたまり場）の発見に努める。</p> <p>○ゲームセンター等のパトロールを強化する。</p>
<p>連 携</p>	<p>○学校、地域の健全育成団体、関係機関との連携を図り情報共有を図るとともに、青少年の非行防止及び健全育成に努める。</p> <p>○浦安警察署や千葉県警察京葉地区少年センター等の協力を得て補導活動や補導員研修の質の向上を図る。</p> <p>○会議、行事への参加・協力</p> <p><u>市関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦安市小・中学校生徒指導主任会議 ・浦安市青少年問題協議会 ・浦安市青少年健全育成連絡会 ・要保護児童対策地域協議会 ・浦安市防犯協会 ・浦安市ふるさとづくり推進協議会 ・浦安市学校警察連絡委員会 ・浦安市保護司連絡協議会 ・浦安市ホテル等審議会 ・浦安市社会福祉協議会支部推進委員 <p><u>県及び管内関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県青少年補導センター連絡協議会 ・千葉県青少年補導員連絡協議会 ・葛南地域生徒指導行政担当者協議会 ・市川・浦安地区高等学校警察連絡協議会 ・管内児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会 ・学校評価委員会：東京学館浦安高等学校 ・千葉県薬物乱用防止指導員市川健康福祉センター地区協議会

2 浦安市青少年センター運営協議会

運営協議会は、青少年センターの活動を円滑に推進するため、関係行政機関及び団体の代表が集まり、街頭補導や青少年相談等の青少年センター業務の具体的な実施計画について協議する。運営協議会委員は教育委員会が委嘱し、任期は2年定数は11名以内。

【令和5年度青少年センター運営協議会委員名簿】

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

NO	氏名	所属団体	備考
1	小針 一恵	市川児童相談所	委員改任により 令和5年7月1日付交代
2	大村 洋子	浦安市民生委員児童委員協議会	
3	小川 智子	浦安市青少年相談員連絡協議会	副会長
4	大滝 美佳	浦安市青少年補導員連絡協議会	委員改任により 令和5年7月1日付交代
5	長野 栄一	浦安市小中学校校長会	会長
6	勝田 秀樹	浦安市小中学校校長会	
7	持永 賢一	浦安市立小中学校 PTA 連絡協議会	委員改任により 令和5年7月1日付交代
8	岡田 千波	浦安警察署生活安全課	
9	石川 純一	千葉県立浦安高等学校	
10	毎田 潤子	浦安市保護司連絡協議会	委員改任により 令和5年7月1日付交代
11	塩谷 祐司	浦安市自治会連合会	

3 浦安市青少年補導員

青少年補導員は、青少年が不良化、非行化することのないように早期発見し、注意助言をするほか、青少年を取り巻く有害環境の浄化に努めている。

青少年補導員は、警察官と同様な補導を行うことは好ましくなく、一般社会人としての身分のもとで相手方の納得を前提に「青少年たちへの温かい思いやりの精神」を基調とした「愛のひと声」をモットーに活動している。

補導員は、教育委員会が委嘱し、任期は2年、定数は110名以内と定めている。

【令和5年度所属機関別員数】

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	4人	民生委員児童委員協議会	2人
中学校（教員）	9人	保護司連絡協議会	1人
小学校（教員）	17人	自治会連合会	1人
中学校 P T A	10人	青少年相談員連絡協議会	2人
小学校 P T A	17人	民間の有志者	40人
		合計	103人

【令和5年度浦安市青少年補導員連絡協議会 役員】

役名	氏名	所属ブロック名
会長	大滝 美佳	入船・高洲中学校ブロック
副会長	佐々木 剛	浦安中学校ブロック
副会長	大塚 則之	美浜中学校ブロック
会計	鹿目 真理子	入船・高洲中学校ブロック
会計	高倉 恵子	日の出中学校ブロック

【令和5年度浦安市青少年補導員連絡協議会 理事】

氏名	ブロック名	氏名	ブロック名
佐々木 剛	浦安中ブロック	大滝 美佳	入船・高洲中ブロック
介川 真由美	浦安中ブロック	鹿目 真理子	入船・高洲中ブロック
塩谷 裕司	堀江中ブロック	中村 琢八	入船・高洲中ブロック
福島 潤	堀江中ブロック	大塚 則之	美浜中ブロック
野間 美佐	富岡中ブロック	長島 康晴	美浜中ブロック
松浦 容子	富岡中ブロック	高木 洋子	日の出中ブロック
荒井 由紀子	見明川中ブロック	高倉 恵子	日の出中ブロック
荻野 由美子	見明川中ブロック	大野 芳子	明海中ブロック
		笠井 和枝	明海中ブロック

【令和5年度浦安市青少年補導員名簿】 6月1日現在 103人

《浦安中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	1人	民生委員児童委員協議会	1人
中学校（教員）	1人	保護司連絡協議会	0人
小学校（教員）	3人	自治会連合会	0人
中学校 P T A	1人	青少年相談員連絡協議会	1人
小学校 P T A	3人	民間の有志者	6人
		合計	17人

《堀江中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	0人	民生委員児童委員協議会	0人
中学校（教員）	1人	保護司連絡協議会	1人
小学校（教員）	2人	自治会連合会	1人
中学校 P T A	1人	青少年相談員連絡協議会	0人
小学校 P T A	2人	民間の有志者	5人
		合計	13人

《見明川中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	1人	民生委員児童委員協議会	0人
中学校（教員）	1人	保護司連絡協議会	0人
小学校（教員）	1人	自治会連合会	0人
中学校 P T A	2人	青少年相談員連絡協議会	0人
小学校 P T A	1人	民間の有志者	2人
		合計	8人

《入船・高洲中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	2人	民生委員児童委員協議会	0人
中学校（教員）	2人	保護司連絡協議会	0人
小学校（教員）	3人	自治会連合会	0人
中学校 P T A	2人	青少年相談員連絡協議会	0人
小学校 P T A	3人	民間の有志者	9人
		合計	21人

《富岡中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	0人	民生委員児童委員協議会	1人
中学校（教員）	1人	保護司連絡協議会	0人
小学校（教員）	2人	自治会連合会	0人
中学校 P T A	1人	青少年相談員連絡協議会	1人
小学校 P T A	2人	民間の有志者	3人
		合計	11人

《美浜中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	0人	民生委員児童委員協議会	0人
中学校（教員）	1人	保護司連絡協議会	0人
小学校（教員）	2人	自治会連合会	0人
中学校 P T A	1人	青少年相談員連絡協議会	0人
小学校 P T A （サポーターズ）	2人	民間の有志者	3人
		合計	9人

《日の出中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	0人	民生委員児童委員協議会	0人
中学校（教員）	1人	保護司連絡協議会	0人
小学校（教員）	2人	自治会連合会	0人
中学校 P T A	1人	青少年相談員連絡協議会	0人
小学校 P T A	2人	民間の有志者	7人
		合計	13人

《明海中学校ブロック》

所属機関	人数	所属機関	人数
高等学校（教員）	0人	民生委員児童委員協議会	0人
中学校（教員）	1人	保護司連絡協議会	0人
小学校（教員）	2人	自治会連合会	0人
中学校 P T A	1人	青少年相談員連絡協議会	0人
小学校 P T A	2人	民間の有志者	5人
		合計	11人

浦安市青少年補導員宣言

私たち青少年補導（委）員の活動の主眼は「愛のひと声」をかけることにより青少年とのふれあいを深め、非行を未然に防止するとともに健全な成長を促すことにあります。

近年の青少年を取り巻く環境は、携帯電話やインターネット等の普及により、人とのコミュニケーションの状況が大きく変化しています。世界中の情報を瞬時に活用できる反面、人と直接ふれあうことがないため、相手に対する思いやり規範意識の低下から犯罪の被害者や加害者になる事件も多発しています。

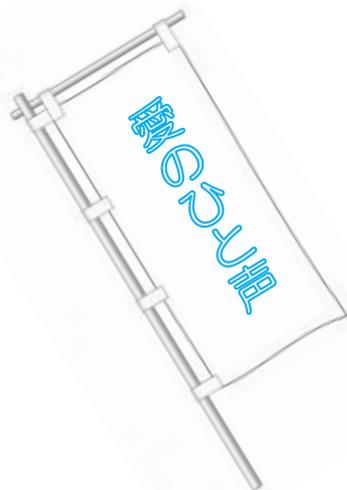
私たち青少年補導（委）員は、次代を担う青少年を常に温かく見守り、支え続けることが第一の使命です。

このため、私たち青少年補導（委）員は、次のことを推進していきます。

- 一 多くの青少年に「愛のひと声」をかけるように努めます。
- 一 青少年健全育成団体や関係諸機関と連携し、青少年の健全育成、非行防止に努めます。
- 一 計画的に研修会や講演会を開催し、補導（委）員の資質向上に努めます。
- 一 様々な機会を利用し、多くの人に青少年の非行防止と被害防止の啓発に努めます。
- 一 青少年の健全な成長を妨げる、有害環境の浄化に努めます。
- 一 パトロールを通して、青少年の生命を守る活動に努めます。

令和4年11月27日

浦安市青少年補導員連絡協議会



4 一年のあゆみ

日 程	活動内容
通年	○中央パトロール（学校長期休業期間中） ○地区パトロール（中学校ブロックごとに2ヶ月に3回程度実施） ○「センターだより」（学校長期休業前発行）

< 4月 >

日 程	活動内容
7日（金）	○始業式・早朝パトロール【参加者】補導員：44人 新学期初日における児童・生徒の登校時の様子を把握するとともに、児童・生徒に対し「愛のひと声」活動を行った。
20日（木）	○第1回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会
29日（土）	○市民まつりパトロール（総合公園）【参加者】補導員：30人

< 5月 >

日 程	活動内容
11日（水）	○第5回千葉県青少年補導員連絡協議会理事会
18日（木）	○第2回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会

< 6月 >

日 程	活動内容
1日（水）	○浦安市青少年補導員連絡協議会定期総会 補導員研修会及び第1回ブロック会議 【参加者】補導員：55人
23日（金）	○千葉県補導委員連代議員総会（市川市）

< 7月 >

日 程	活動内容
3日（水）	○第1回浦安市青少年センター運営協議会
4日（火）	○「社会を明るくする運動」に協力 【参加者】補導員：20人
5日（水）	○第1回千葉県青少年補導員連絡協議会理事会
20日（木）	○第3回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会
28日（金）	○県下一斉合同パトロール（新浦安駅・浦安駅で実施） 夏の「青少年を健全に育てる運動」の時期に合わせ、県内一斉に街頭補導及び啓発活動を実施、地域の環境浄化活動に対する理解を深めた。 【参加者】補導員：新浦安駅 45人・浦安駅 10人

< 8月 >

日 程	活動内容
14日（月） ～15日（火）	○納涼盆踊り大会パトロール【参加者】補導員：30人 青少年の問題行動の未然防止及び、市民の青少年への健全育成に対する意識の高揚を図る。
25日（金）	○始業式・早朝パトロール【参加者】補導員：42人 新学期初日における児童生徒の登校時の様子を把握するとともに児童生徒に対し「愛のひと声」活動を行った。
29日（火）	○ネットパトロール研修 【参加者】補導員：8人 小中学校生徒指導担当者：48人

< 9月 >

日 程	活動内容
6日(水)	○第2千葉県青少年補導員連絡協議会理事会
7日(木) ~15日(金)	○第2回ブロック会議(各ブロックごとに開催)
21日(木)	○第4回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会
30日(土)	○第54回千葉県青少年補導(委)員大会(四街道市)【参加者】補導員:9人【表彰者】越津和子氏・樋口奈美子氏・堀雅美氏

<10月>

日 程	活動内容
21日(土)	○市政施行40周年記念 第41回浦安市花火大会パトロール 【参加者】補導員:21人 納涼花火大会における青少年の非行防止に努めるため、会場周辺の子 ども達への声かけ・見守りを行った。

<11月>

日 程	活動内容
9日(木)	○令和5年度浦安市教育功労表彰式【表彰者】熊澤康弘氏
10日(金)	○第3千葉県青少年補導員連絡協議会理事会
16日(木)	○第5回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会

<12月>

日程	活動内容
14日(木)	○浦安市・市川市隣接地域補導関係者連絡会(会場 浦安市) 【参加者】浦安市:22人・市川市:10人
18日(月)	○年末年始特別警戒防犯活動・冬の交通安全運動団結式(浦安市) 【参加者】補導員:1人

<1月>

日程	活動内容
9日(火)	○始業式・早朝パトロール 新学期初日における児童生徒の登校時の様子を把握するとともに児童 生徒に対し「愛のひと声」活動を行った。
18日(木)	○第6回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会

<2月>

日程	活動内容
1日(木) ~20日(火)	○第3回ブロック会議(各ブロックごとに開催)
11日(日・祝)	○子どもたこあげ大会【参加者】補導員:8人
14日(水)	○第4千葉県青少年補導員連絡協議会理事会
16日(金)	○第2回浦安市青少年センター運営協議会
19日(月)	○千葉県青少年補導員連絡協議会船橋地区ブロック補導員研修会 【参加者】補導員:5人

<3月>

日程	活動内容
21日(木)	○第7回浦安市青少年補導員連絡協議会理事会
下旬	○「べかぶね」をHPに掲載

5 令和5年度街頭補導活動状況

(1) 街頭補導活動状況（令和5年4月～令和6年3月）

ア 各種パトロール実施状況

区分	回数	従事者延べ人数					
		補導員		警察	職員	その他	合計
		一般	教員				
中央パトロール	10	38	0	0	16	0	54
地区パトロール	130	618	31	0	0	1	650
特別パトロール	5	104	13	0	18	0	135
職員パトロール	39	0	0	0	64	0	64
職員パト(臨時)	4	0	0	0	5	0	5
合計	188	760	44	0	103	1	908

※各種パトロールを通じて多くの子どもたちに「愛のひと声」活動を実施

- ・中央パトロール：市内全域を4つの時間帯に区分しパトロールを実施
- ・地区パトロール：中学校区ごとに、地域の実態に合わせて実施
- ・特別パトロール：市の行事等に合わせて実施
- ・職員パトロール：生徒・児童の下校に合わせて市内巡回や市民からの情報により実施
- ・職員パトロール：社会情勢等に応じて随時実施

イ 補導の学職・行為別人数

	小学生		中学生		高校生		大学等		その他		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
不健全娯楽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車危険行為 (二人乗り)	0	0	0	0	4	2	1	1	1	0	9
自転車危険行為 (夜間無灯火)	8	2	4	1	6	1	0	5	44	28	99
自転車危険行為 (傘さし)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車危険行為 (並進)	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	6
自転車危険行為 (逆走)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
自転車危険行為 (通話・スマホ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車危険行為 (イヤホン装着)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車危険行為 (その他)	0	0	0	0	10	1	0	0	7	1	19
迷惑行為	0	0	10	6	0	0	0	0	0	0	16
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 (帰宅指導)	11	3	23	10	7	22	0	0	3	3	82
その他	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	6
合計	21	5	41	17	32	29	1	6	55	32	239

- ・自転車の二人乗り・無灯火等の自転車走行に関する補導が4割近くとなっている

(2) 不審者情報（資料提供：保健体育安全課）

年度 \ 行為	声かけ	付きまとい	陰部露出	痴漢行為	暴力	盗撮	連れ去り	不審電話	その他	合計
令和4年度	16	5	7	1	0	0	0	0	8	37
令和5年度	13	4	2	1	0	0	0	0	10	30

- ・声かけ、付きまとい、陰部露出、痴漢行為等の不審者情報が多く寄せられた
- ・不審者情報は、パトロールを実施する際の参考とした

(3) まとめ

ア 現状と傾向について

令和5年度は青少年の活動実態に即した重点箇所や時間帯を踏まえて、効果的な活動計画を策定し、街頭補導活動を実施しました。中央パトロール、地区パトロール、特別パトロール、職員パトロール合計188回実施し、補導員、警察官、センター職員その他、高校生、大学生等延べ908人がパトロールによる声かけ活動を行いました。

補導人数は延べ239人で、令和4年度の398人と比べ159人の減少となっています。また、パトロール回数についても延べ188回で令和4年度の294回と比べ106回減少しています。これは令和5年度から安全にパトロールを行うため、青パトを使用した職員パトロールが今までの体制から変更になったことが、減少の要因となっています。

補導内容につきましては、夜間無灯火などの自転車危険走行が135件、帰宅指導が82件、その他（公園の高木に登るなどの危険行為等）が6件となっています。

イ 課題と今後の取り組みについて

怠学・喫煙・飲酒等の問題行動による補導はほとんど見られなくなり、主なものは、夜間無灯火などの自転車危険走行に対する声かけとなっています。自転車の危険走行は事故につながる恐れがあるため、今後もパトロールを通して引き続き積極的に声かけをしていく必要があります。

6 令和5年度青少年相談実施状況

(1) 受理集計

	相談案件	相談回数			
		電話	来所	メール	合計
令和4年度	44	67	32	6	105
令和5年度	29	60	11	13	84

(2) 相談者別集計 (相談回数)

	本人	父	母	両親	その他	合計
令和4年度	28	6	47	4	20	105
令和5年度	13	12	38	0	21	84

※その他は、祖母、スクールライフカウンセラー、子ども家庭支援センター職員等

(3) 月別集計 (相談回数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4年度	4	18	10	6	7	13	9	13	4	11	4	6	105
令和5年度	2	17	14	7	3	8	0	8	6	8	7	4	84

(4) 学職別集計

		学生								有職少年		無職少年		学職不明		合計		
		小学生		中学生		高校生		大学等		男	女	男	女	男	女	男	女	計
		男	女	男	女	男	女	男	女									
問題行動	家出																	
	怠学																	
	飲酒・喫煙																	
	夜遊び・無断外泊						1									1		1
	盗み・万引き											1				1		1
	シンナー・薬物																	
	金品持ち出し																	
	暴力・恐喝																	
	性非行																	
	家庭内暴力																	
その他																		
学校	交友関係					1										1		1
	いじめ																	
	不登校			2	1	4	2		1						6	4	10	
	集団不適応																	
	学習・進路			1			1	1							2	1	3	
	その他				1	1									1	1	2	
家庭・自分自身	精神的不調					1	1	2							3	1	4	
	身体・性					1							2		3		3	
	性格																	
	家族関係		1				2									3		3
	ひきこもり																	
	その他												1			1		1
職場	人間関係																	
	職場不適応																	
問い合わせ																		
合計			1	3	2	8	7	3	1			1	1	2		17	12	29

いたづら・無言等	1		1		1		2						4		9			28
----------	---	--	---	--	---	--	---	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	----

(5) まとめ

ア 新規相談「学職・内容別集計」について

令和5年度の受理件数は29件で、相談回数は84回でした。受理件数29件の内容別では、「学校」が16件(55.2%)、「家庭・自分自身」が11件(37.9%)、問題行動が2件(6.9%)となりました。

最も多くを占めている「学校」の内訳は「不登校」が10件、「学習・進路」が3件、「その他」が2件、「交友関係」が1件となっています。



イ 相談内容の特徴について

相談内容としては、不登校の相談の多さが他の相談内容に比べひと際目立つ結果となっています。文部科学省の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果から、小中学校における不登校者数が過去最多になったことが明らかになっております。不登校の理由は様々で一概には言えないと述べてつつも、新型コロナウイルス感染症によって生活リズムが乱れやすい状況が生まれていたことや学校生活において様々な制限がある中、学校行事が縮小されたり、中止となったりすることで登校する意欲が湧きにくい状況があったことも要因の1つととらえています。

また、令和5年度は部活動や学校行事などの様々な活動がコロナ禍前と同様に行われるようになりましたが、不登校の相談に関して義務教育以降の相談機関への繋がりは限られてしまっています。

令和5年度はいじめに関する青少年センターへの相談はありませんでしたが、子ども本人と継続相談を重ねていく中でいじめ問題がでてくる可能性があり、青少年センターでの相談においても、必要に応じて引き続き他部署・他専門機関との連携に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

7 環境浄化

青少年を取り巻く社会環境は、青少年の人格形成に大きな影響を及ぼすものと考え、青少年に有害な環境の浄化の推進に努めました。

○有害図書

地区パトロール等の際にコンビニエンスストア等に立ち寄り、状況を把握するとともに、環境浄化について協力を求めました。

○通学路等の有害環境の浄化及び防犯上の安全確認

中学校ブロックごとの地区パトロール等で、有害環境の浄化及び安全確認を行うとともに、状況により関係機関への改善依頼を行いました。

○ネットパトロール

主にTwitter・InsatagramなどのSNSサイトや5ちゃんねるなどの掲示板サイト、Youtubeなどで隠語などのキーワードを用いて検索し、不適切な投稿や問題行動を早期に発見し、学校の生徒指導に役立ててもらい、子どもたちを未然に犯罪被害から守ることを目的に実施しています。

ネットパトロール実施状況

(1) リスクレベル別内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
レベル1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
レベル2	0	1	0	12	1	0	0	0	1	2	1	0	18
レベル3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
レベル外	22	19	23	15	25	22	21	22	21	18	26	22	256

※リスクレベル1：自身の個人情報の公開（氏名、学校、写真の3点が揃ったもの）

リスクレベル2：いじめ、飲酒、喫煙などの問題行動や他人の誹謗中傷・詳細な個人情報の公開

リスクレベル3：少年事件、自殺、犯罪予告など事件性があり人命に影響をあたえかねないもの

リスクレベル外：個人が推測される恐れがあり、注意が必要なもの

(2) 学校種別内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	0	0	0	13	0	1	0	0	1	0	0	0	15
中学校	10	9	12	7	15	15	14	13	14	18	13	14	154
高等学校	12	11	11	7	11	6	7	9	8	4	14	8	108
合計	22	20	23	27	26	22	21	22	23	22	27	22	277

(3) サイト別内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
Instagram	16	16	20	15	23	16	17	20	19	19	22	22	225
X(旧Twitter)	5	3	3	6	3	4	0	0	0	0	2	0	26
その他	1	1	0	6	0	2	4	2	4	3	3	0	26
合計	22	20	23	27	26	22	21	22	23	22	27	22	277

(4) 臨時ネットパトロール内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校		1		1			1						3
中学校	1							1		1			3
高等学校									1		1		2
その他							1						1
合計	1	1	0	1	0	0	2	1	1	1	1	0	9

(5) まとめ

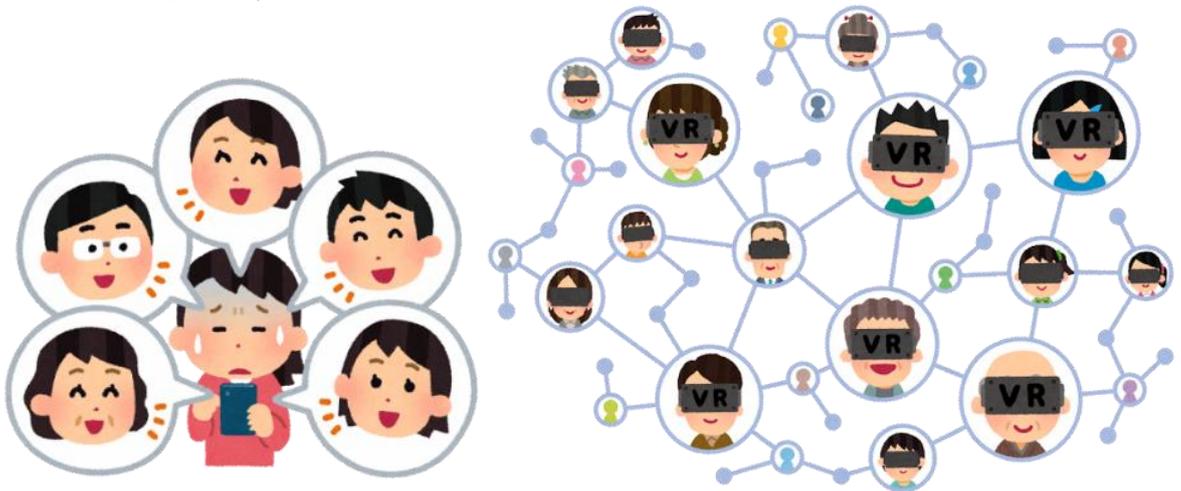
ア 現状と傾向について

これまでリスクレベル3相当の投稿は発見されていません。リスクレベル2相当の投稿には18件で、令和4年度の7件と比べて11件増加しています。投稿内容は、「個人を特定した誹謗・中傷」(10件)、「他人の個人情報の公開」(5件)、「暴力・問題行動」(2件)、「わいせつ表現(写真等)」(1件)でした。

リスクレベル1相当の投稿は3件で、令和4年度の10件と比べて7件減少しています。

イ 課題と今後の取り組みについて

児童生徒のネット被害を未然に防ぐため、引き続きネットパトロールを継続し、巧妙かつ複雑化するネットへの書き込みを注視するとともに、問題行動があった場合には指導課等と連携し、臨時ネットパトロールを行い、教員への研修を行っていきます。



ほんのひとりごとのつもりが…。

8 連携

学校、地域の健全育成団体、関係機関との情報共有を図るとともに、青少年の非行防止及び健全育成に努めた。また、浦安警察署や千葉県警察京葉地区少年センターの協力を得て街頭補導活動や補導員研修を実施した。

○会議等への参加

- ・千葉県青少年補導センター連絡協議会
- ・千葉県青少年補導員連絡協議会
- ・葛南地域生徒指導行政担当者協議会
- ・市川・浦安地区高等学校警察連絡協議会
- ・浦安市学校警察連絡委員会
- ・浦安市青少年問題協議会
- ・浦安市青少年健全育成連絡会
- ・浦安市要保護児童対策地域協議会
- ・浦安市防犯協会
- ・浦安市ふるさとづくり推進協議会
- ・千葉県薬物乱用防止指導員市川健康福祉センター地区協議会
- ・学校評価委員会(東京学館浦安高等学校)



9 広報・啓発

市では、青少年の非行防止・健全育成を推進するうえで、多くの方に理解と協力を深めていただけるよう、地域や青少年連絡協議会などの関連機関と連携し、広報活動や啓発活動を強化した。

○ べかぶね

令和4年度は学校やPTAなど、補導員の活動や補導・非行防止のための有用な情報を掲載する「べかぶね」を3月に1回市ホームページに掲載しました。

広報誌「べかぶね」の名前の由来

「べかぶね」とは、漁船の中でも一番小さな船で海苔取り船のことです。

青少年が社会という荒波をもがきながら必死に生きていく姿が、「べかぶね」に似ていることから広報誌の名前となった経緯がある。

○ 青少年センターだより

補導員の活動や補導・非行防止のための有用な情報を掲載した「青少年センターだより」を長期休業に入る前に市ホームページに掲載しました。

○ 青少年センター活動報告書

青少年センターの一年を通しての活動を報告書としてまとめた「青少年センター活動報告書」を作成し、関係機関や関係団体等に配付し、市ホームページに掲載しました。

○ 各種行事の際に、青少年補導員の啓発活動や啓発品の配布を行いました。

Ⅲ. 参考資料

1 浦安市青少年センター設置条例

昭和 57 年 3 月 31 日

条例第 10 号

改正 昭和 58 年 3 月 18 日条例第 14 号

(題名改称)

昭和 61 年 3 月 27 日条例第 10 号

平成 14 年 3 月 22 日条例第 15 号

平成 19 年 3 月 20 日条例第 17 号

平成 28 年 3 月 24 日条例第 24 号

(設置)

第 1 条 本市は、非行防止等の青少年に関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、青少年の健全育成に資するため、青少年センターを設置する。
(昭 58 条例 14・平 14 条例 15・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 浦安市青少年センター
位置 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号
(昭 58 条例 14・昭 61 条例 10・平 14 条例 15・平 19 条例 17・平 28 条例 24・一部改正)

(業務)

第 3 条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。
(1) 青少年に対する相談、助言及び指導に関すること。
(2) 青少年の補導に関すること。
(3) 青少年の非行等問題行動の防止についての、他の機関及び団体との連絡及び協力に関すること。
(4) 青少年の非行等問題行動の防止に係る広報その他の啓発に関すること。
(5) 青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化に関すること。
(6) その他青少年センターの目的達成に必要なこと。
(昭 58 条例 14・平 14 条例 15・一部改正)

(職員)

第 4 条 青少年センターに、所長その他の職員を置く。(昭 58 条例 14・一部改正)

(青少年センター運営協議会)

第 5 条 青少年センターの適切な運営を図るため、浦安市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。(昭 58 条例 14・一部改正)

(委員)

第 6 条 運営協議会は、委員 11 人以内をもって組織する。
2 委員は、浦安市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員の再任は、妨げない。

(補導員)

第 7 条 青少年センターに、青少年の補導及び相談を行うため、補導員を置く。
2 補導員は、教育委員会が委嘱する。(昭 58 条例 14・一部改正)

(規則への委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(昭和 58 年 3 月 18 日条例第 14 号)
この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(昭和 61 年 3 月 27 日条例第 10 号)
この条例は、昭和 61 年 3 月 31 日から施行する。
附 則(平成 14 年 3 月 22 日条例第 15 号)
この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 17 号)
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 24 号)
この条例は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

2 浦安市青少年センター設置条例施行規則

昭和57年3月31日
教委規則第9号
改正 昭和58年3月31日教委規則第8号
(題名改称)
平成6年3月18日教委規則第2号
令和2年3月24日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市青少年センター設置条例（昭和57年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（昭58教委規則8・一部改正）

(運営協議会委員)

第2条 条例第5条に規定する浦安市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他関係行政機関及び団体の代表者（昭58教委規則8・一部改正）

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補導員)

第5条 条例第7条第1項に規定する補導員（以下「補導員」という。）の定数は、110人以内とする。
2 補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
(1) 学校職員
(2) PTA会員
(3) 青少年相談員
(4) 民間の有志者
(5) 関係機関の職員又は関係団体の代表者
3 補導員の任期は、2年とする。ただし、補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 補導員の再任は、妨げない。
(昭58教委規則8・平6教委規則2・令2教委規則4・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
附 則（昭和58年3月31日教委規則第8号）
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
附 則（平成6年3月18日教委規則第2号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則（令和2年3月24日教委規則第4号）
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

3 浦安市青少年センター相談員配置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年の問題行動や学校、家庭等での悩み事の相談に対応する青少年センター相談員（以下「相談員」という。）の配置に関し、必要な事項を定める。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法第22条の2（昭和25年法律第261号以下「法」という。）第1項第1号に定める会計年度任用職員とする。

(相談員となる者)

第3条 相談員となる者は、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 公認心理師若しくは臨床心理士又はこれに準ずる資格を有する者。
- (2) 心理学を専攻する大学院修士課程を修了し、1年以上の臨床経験のある者。
- (3) 青少年の非行防止及び健全育成に関し、専門的な知識及び経験を有する者で教育委員会が適当であると認めた者。

(職務)

第4条 相談員は、青少年、青少年の保護者、青少年の家族等からの相談を電話、メール又は面談により受け、問題解決に向けて専門的観点から適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介等を行う。

(配置人数)

第5条 相談員の配置人数は、原則として1日1人以上とする。

(服務)

第6条 相談員は、職務の遂行にあたっては、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程等に従わなければならない。

2 相談員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任用)

第7条 相談員の雇用期間は、1年とする。ただし、年度の中途に採用された場合は、当該年度末までとする。

(配置)

第8条 相談員は、教育委員会生涯学習部青少年センターに配置する。

(勤務日時)

第9条 相談員の勤務は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とし、勤務時間を午前10時から午後4時まで（休憩1時間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、青少年センター所長が特に必要があると認めるときは、相談員に勤務を命じることができる

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月02日から施行する

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 浦安市青少年補導員連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、浦安市青少年補導員連絡協議会と称する。

(構成)

第2条 本会は、浦安市青少年補導員(以下「補導員」という。)をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、浦安市青少年センター(以下「センター」という。)内に置く。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の研修と親睦を図ることにより、青少年の非行防止及び健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 街頭補導活動に関する事
- (2) 環境浄化活動に関する事
- (3) 広報・啓発活動に関する事
- (4) 研修活動に関する事
- (5) 関係機関団体との連携活動に関する事
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事

(役員及び理事)

第6条 本会に次の役員及び理事を置く。

会 長	1名
副会 長	2名
会 計	2名
監 査	2名
理 事	各中学校区ブロック(以下「ブロック」という。)の数に2名を乗じた数とする。

(役員及び理事の選出)

- 第7条 会長は、理事会において推薦し、総会で承認を得る。
2 副会長及び会計は、理事会において理事の中から互選し、総会で承認を得る。
3 監査は、理事会において選出し、総会で承認を得る。
4 理事は、ブロック毎に2名を選出する。

(役員及び理事の任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3 会計は、本会の経理を掌握する。
4 監査は、本会の経理を監査し、総会に報告する。
5 理事は、本会の運営及びブロック活動の推進にあたる。

(役員及び理事の任期)

- 第9条 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠における任期は、前任者の残任期とする。
3 改選に際し、次の役員及び理事が改選されるまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、若干名とし、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 理事会
 - (4) 専門部会
 - (5) その他、必要に応じた会議
- 2 センター職員は、各会議に出席することができる。

(総会)

第12条 総会は、年1回開催とし、会計年度終了後速やかに開催する。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に招集することができる。

2 総会は次の事項を議事とする。

- (1) 役員承認
- (2) 事業計画と予算の決定
- (3) 事業報告と決算承認
- (4) 会則改正に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する事項

3 総会の議長及び書記は、別に選出するものとする。

4 会議は、すべての構成員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数でこれを議決する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成し、会長が随時招集する。

2 役員会は、次の事項を議事とする。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) その他、本会の運営に必要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成し、会長が随時招集する。

2 理事会は、次の事項を議事とする。

- (1) 役員会が付議した事項、総会に付議する事項
- (2) その他、本会の運営に必要な事項

(専門部会)

第15条 第5条の事業を円滑に推進するために、下記の部会を設置する。

- (1) 行事部会 (本会主催行事の企画運営を行う。)
- (2) 広報部会 (べかぶねの編集発行などの広報活動を行う。)
- (3) 研修部会 (講演会及び研修会の企画運営を行う。)

2 各部会の委員は、理事をもって構成する。ただし、広報部会にあつては、理事及びブロック毎に選出されたべかぶね編集委員から構成するものとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会員の慶弔)

第17条 会員の不幸については、次の基準により弔慰金をおくる。

会員の死亡 10,000円

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(庶務)

第19条 本会の庶務は、センターにおいて行う。

(会則の改正)

第20条 この会則を改正する場合は、理事会の決議により、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り決める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日より施行する。(令和元年6月3日総会決議)

なお、昭和57年9月22日施行の浦安市青少年補導員連絡協議会会則及び平成3年4月30日施行の慶弔規定は廃止する。(令和元年6月3日総会決議)

5 ダイアルガイド

青少年相談専用電話

さあこい いいこに

☎ 047-351-1152

月～金曜日 10:00～12:00
13:00～16:00

(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)

＜青少年メール相談＞
 右の二次元バーコードを読み取るか、市のホームページ
 「子育て・教育」「青少年の教育・支援」を選択して、
 「青少年相談」に必要な事項を入力してください。



＜その他の相談機関＞

相談窓口	電話番号
家庭児童相談（こども家庭支援センター）	047-350-7867
いじめ110番	047-380-1150
学校教育相談（指導課）	047-351-1111
学校不応適等相談	047-351-1151
就学相談（教育研究センター）	047-381-7961
就学相談（まなびサポート相談室）	047-390-5204
市川児童相談所	047-370-5286
ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子ども・家庭110番（中央児童相談所）	043-252-1152
葛南教育相談室	047-433-6031
子ども人権110番（千葉地方法務局）	0120-007-110

近隣の警察署

警察署	電話番号
浦安警察署（浦安市美浜5-13-2）	047-350-0110
行徳警察署（市川市塩浜3-10-18）	047-397-0110
市川警察署（市川市鬼高4-4-1）	047-370-0110
葛西警察署（江戸川区東葛西6-39-1）	03-3687-0110

令和5年度 活動報告書
令和6年9月発行

浦安市教育委員会生涯学習部
浦安市青少年センター
浦安市猫実一丁目1番1号 047-712-6799